

(2) 新居浜市



① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
<ul style="list-style-type: none">・小児慢性特定疾病に関すること・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障がい者手帳に関する こと	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5番1号	電話 : 0897-65-1237 FAX : 0897-37-3844	平日 8:30~17:15
障害福祉サービスに 関すること	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5番1号	電話 : 0897-65-1237 FAX : 0897-37-3844	平日 8:30~17:15
保育所や幼稚園、 一時預かりについて	新居浜市役所 こども保育課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5番1号	電話 : 0897-65-1582 FAX : 0897-37-3844	平日 8:30~17:15
病気や障がいのある 子どもの就学に関わ る相談について	新居浜市役所 教育委員会事務局 発達支援課 〒792-0023 新居浜市繁本町 8番65号	電話 : 0897-65-1302 FAX : 0897-32-6822	平日 8:30~17:15

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
子育て、発達、虐待、不登校、いじめ、非行など、子どもに関する事、子育てに関する事について	新居浜市役所 子育て支援課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5番1号	電話：0897-65-1242 FAX：0897-37-3844	平日 8：30～17：15
	新居浜市保健センター 〒792-0811 新居浜市庄内町四丁目 7番17号	電話：0897-35-1070 FAX：0897-37-4380	平日 8：30～17：15
	子育て広場ポノ 〒792-0007 新居浜市前田町8番8号 イオンモール新居浜 1階	電話：0897-47-7776	月～土 10：00～16：00
子どもの医療費に関する事 手当や 助成について	新居浜市役所 子育て支援課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5番1号 (児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当)	電話：0897-65-1242 FAX：0897-37-3844	平日 8：30～17：15
	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5番1号 (障害児福祉手当・特別障害者手当)	電話：0897-65-1237 FAX：0897-37-3844	

※新居浜市役所「子育て支援課」は令和6年4月から「こども未来課」に変わります。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
難病に関すること	東予地方局 西条保健所 健康増進課 〒793-0042 西条市喜多川796番地1	電話：0897-56-1300 FAX：0897-56-3848	平日 8：30～17：15
発達障がいに関すること	新居浜市役所 教育委員会事務局 発達支援課 〒792-0023 新居浜市繁本町8番65号	電話：0897-65-1302 FAX：0897-32-6822	平日 8：30～17：15
	新居浜市保健センター 〒792-0811 新居浜市庄内町四丁目 7番17号	電話：0897-35-1070 FAX：0897-37-4380	平日 8：30～17：15

② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

※各事業の日程は変更する場合があります。広報、市ホームページにてご確認ください。

〇にいはま子育て応援ブック「すくすく」

……妊娠・出産・幼児期におけるそれぞれのニーズに沿った子育て情報や困った時の相談窓口情報等を掲載した、子育てに関するガイドブック「すくすく」がリニューアルしましたのでご活用ください。「すくすく」は、市役所子育て支援課、各支所、地域子育て支援拠点施設、児童センター等に設置しています。

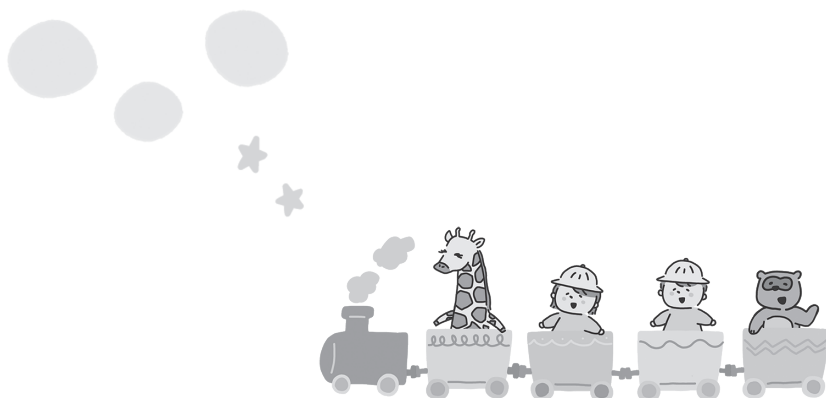
◆すくすく2023

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/kosodate/sukusuku2022.html>



○母子保健事業

名称	内容	対象	場所	問い合わせ先
母子健康手帳の交付	すこやかな赤ちゃんのご誕生を願って、母子健康手帳の発行と、妊娠中の相談に応じます。 ※妊婦一般健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票を一緒にお渡ししています。	市内に住民登録のある妊婦	保健センター	新居浜市 保健センター 〒792-0811 新居浜市庄内町 四丁目7番17号 電話： 0897-35-1070 FAX： 0897-37-4380
妊婦一般健康診査	妊婦さんと赤ちゃんの健康を守るための健診です。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の費用の一部が助成される、妊婦一般健康診査受診票(14回分)をお渡ししています。	市内に住民登録のある妊婦	委託医療機関	すまいるステーション (保健センター内) 電話： 0897-35-1101
妊婦歯科健康診査	市内の指定歯科医療機関にて、無料で1回歯科健診を受けることができます。	市内に住民登録のある妊婦	指定歯科医療機関	
産婦健康診査	産後2週間目、4週間目の健診です。	市内に住民登録のある妊婦	委託医療機関	



○月齢別の保健サービス

……乳児期・幼児期を通して、健診・相談・訪問など、さまざまな支援を受けることができます。

名称	内容	対象	場所	問い合わせ先
新生児聴覚検査	赤ちゃんの耳の聞こえの検査をします。	市内に住民登録のある妊婦が出産した児	委託医療機関	新居浜市 保健センター 〒792-0811 新居浜市庄内町 四丁目7番17号 電話： 0897-35-1070 FAX： 0897-37-4380
赤ちゃん訪問	お子さんを出産された全てのご家庭に、保健師・看護師などが訪問し、赤ちゃんの体重測定や子育てについてなどの相談をお受けします。	4か月未満	ご家庭	
乳児一般健康診査 (3～4か月)	予防接種手帳とともに郵送した乳児一般健康診査票を使つての健診	3～4か月	委託医療機関	
5か月児健康相談	身体計測、離乳食の相談、子育て相談、ブック・ウツドスタート (絵本と木のおもちゃのプレゼント)	5か月	新居浜市 保健センター	
乳児一般健康診査 (9～11か月)	予防接種手帳とともに郵送した乳児一般健康診査票を使つての健診	9～11か月	委託医療機関	
1歳6か月児健康診査	身体計測、内科診察、歯科診察、子育て相談 (保健師・心理相談員)、栄養相談、歯みがき相談	1歳6か月～ 2歳未満	新居浜市 保健センター	
子どものむし歯 予防教室	歯科検診、フッ化物塗布、歯科衛生士によるむし歯予防相談など *事前申込必要	1歳9か月～ 3歳未満 (1人1回限り)		
3歳児健康診査	身体計測、内科診察、歯科診察、子育て相談 (保健師・心理相談員)、栄養相談、歯みがき相談、視覚スクリーニング検査	3歳～4歳 未満 *3歳6か月に案内しています。		



○子育てサービス利用者支援事業

……子育てについて「どこに相談すればいいの?」「子育てを手伝ってもらえるサービスはあるの?」「少しの時間、子どもを預けられるところはあるの?」・・・など、ちょっと聞いてみたいことはありませんか? 子育て家庭のニーズ(必要)に合わせて、地域の子育て支援施設や、子育てサービスを選択して利用できるよう、利用者支援専門相談員が情報の提供や相談・サポートをしています。

■対象:妊娠中の方や0歳から18歳未満の子ども及び保護者

名称	場所	時間	問い合わせ先
子育て広場 ポノ	新居浜市前田町8号 イオンモール新居浜1階	月曜日から土曜日 10:00~16:00 (水曜・日曜・地方 祭・年末年始は除く)	0897-47-7776
すまいるステーション 市役所1階 子育て支援課窓口	新居浜市一宮町一丁目5番1号	月曜日から金曜日 8:30~17:15 (祝日・年末年始は 除く)	0897-65-1571

○地域子育て支援拠点施設

……おおむね3歳未満の親子が気軽に集い、親子で遊んだり、情報交換や交流をする場です。仲間づくりのお手伝いや、子育ての不安や悩みについての相談もお受けしています。登録料や利用料は無料です。(プログラムによっては、材料費など実費をいただきます。)詳しくは、各施設にお気軽にお問合せください。

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/kosodate/kosodatesienkyoten.html>



名称	場所	時間	問い合わせ先
朝日保育園 地域子育て支援センター	新居浜市新須賀町三丁目4番5号	10:00~12:00 13:00~16:00	0897-33-0188
泉川保育園 地域子育て支援センター	新居浜市松原町11番15号	10:00~12:00 13:30~16:00	0897-44-6611
にこちゃんパーク	新居浜市多喜浜一丁目2番16号 社会福祉法人 三恵会 総合福祉館 コミュニティハウス三恵 1階	9:30~12:00 13:00~15:30	0897-46-4545

名称	場所	時間	問い合わせ先
moku moku hiroba	新居浜市荻生407-2	10:00~16:00	0897-47-6690
子育て広場 キッズ・政枝	新居浜市政枝町二丁目2番1号	10:00~16:00	0897-47-8180
子育てひろば ピノッキオ	新居浜市高田一丁目1番64号	10:00~16:00	0897-34-6121
プラネットキッズ	新居浜市上泉町8番5号 創作ビル401号	10:00~16:00	0897-47-6775
子育て広場 ポノ	新居浜市前田町8番8号 イオンモール新居浜1階	10:00~17:00	0897-47-7776

○にいはまファミリー・サポート・センター

……ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行いたい人（協力（提供）会員）と受けたい人（依頼会員）が会員となり、児童の送迎や預かりなど有償で子育てを支援するための組織です。

おねがい(依頼)会員	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市に在住しているか勤務先のある人 ・6か月から小学6年生までの子どものいる家庭 ・その他、市長が必要と認めた人
援助の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園の送迎や預かり ・小学校、放課後児童クラブの送迎や預かり ・子どもが軽度の病気の場合の預かり (協力会員が対応できる程度の症状の場合のみ) ・親が求職活動や職業訓練に行きたいとき ・乳幼児を連れて出かけにくいとき（病院通院・参観日など） ・子育てを離れ自分の時間を持ちたいとき <p>※活動は早朝、夜間にわたることもあります。子どもの宿泊は行いません。 ※これらの理由以外でも、相談により預かります。</p>

活動日	報酬額（1時間）
月曜日から金曜日 7時～19時	600円
土・日曜日・祝日および上記以外の時間	700円
軽度の病気のとき	700円

*2人目は半額（弟・妹）になります。



■会員登録・問い合わせ先（※令和6年4月～）

にはまファミリー・サポート・センター（8時30分～17時15分：土日祝日・年末年始を除く）

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所 1階

電話：0897-65-1242

FAX：0897-37-3844

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/kosodate/niihamafwamisapo1.html>



③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
	児童手当 ※令和6年10月から制度改正予定	15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校終了前の児童)を養育している方に支給される手当です。 ・3歳未満 15,000円/月 ・3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円) ・中学生 10,000円/月 *生計主の所得が「制限額」以上「上限額」未満だと、上記月額に関わらず5,000円。 *生計主の所得が「上限額」以上だと、支給なし。	・世帯の生計中心者で、新居浜市に住民登録をしており、対象となる子どもを養育している人 ・児童の入所施設の設置者、里親 ・児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者(父母が国外に居る場合のみ) ※所得制限あり	新居浜市役所 子育て支援課 〒792-8585 新居浜市一宮町 1丁目5番1号 電話： 0897-65-1242 FAX： 0897-37-3844
手当	児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。 ・子ども1人の場合 10,740円～45,500円/月 ・2人目 5,380円～10,750円/月 加算 ・3人目以降 1人につき 3,230円～6,450円/月 加算 ※令和6年4月改定	・父母が離婚した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が重度の障がいにある児童 ・父または母の生死が明らかでない児童 ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・父または母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 ※所得制限あり	

	手当	内容	対象	窓口
手 当	特別児童扶養 手当	精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度（1級障がい） 55,350円/月 ・ 中度（2級障がい） 36,860円/月 ※令和6年4月改定	①児童や父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいること ②児童が施設に入所していないこと ③障がいを理由とした公的年金を受けられないこと ④受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること	新居浜市役所 子育て支援課 〒792-8585 新居浜市一宮町 1丁目5番1号 電話： 0897-65-1242 FAX： 0897-37-3844
	障害児福祉 手当	精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。 15,690円/月 ※令和6年4月改定	20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がいや知的障がいのある児童で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町 1丁目5番1号 電話： 0897-65-1237 FAX： 0897-37-3844
	特別障害者 手当	障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。 28,840円/月 ※令和6年4月改定	20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと	

	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級 1,020,000円/年 + 子の加算 ・2級 816,000円/年 + 子の加算 	<p>●20歳前の障がいの場合 20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>新居浜市役所 市民課 〒792-8585 新居浜市一宮町 1丁目5番1号 電話: 0897-65-1232 FAX: 0897-65-1235</p> <p>新居浜年金事務所 〒792-8686 新居浜市庄内町 1丁目9番7号 電話: 0897-35-1300 FAX: 0897-32-5819</p>
制度	心身障害者扶養共済制度	心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。	障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方 ①新居浜市に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して加入できる保護者は1人であること ※障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。	<p>新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町 1丁目5番1号 電話: 0897-65-1237 FAX: 0897-37-3844</p>



④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども医療費助成	子ども医療費受給者証の提示で、乳幼児から18歳に到達する年度末までの子どもの入院・通院にかかる医療費(保険診療の自己負担分)が無料になります。 ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	①新居浜市に保護者および子どもの住民票があること ②国民健康保険やその他の健康保険に加入していること ※保護者が新居浜市、お子さんが就学のため新居浜市以外の市区町村に住民票がある場合、申請により対象となる可能性があります。	新居浜市役所 子育て支援課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話： 0897-65-1242 FAX： 0897-37-3844
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。 「ひとり親家庭医療費受給者証(申請により発行)」を提示すれば、自己負担なしで受診できます。 ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	①子どもが母または父を被保険者(世帯主)とする同じ医療保険に加入していること ②前年(1～6月請求分については前々年)の所得に対し、所得税が課税されていないこと ※原則、20歳到達月までの子どもが対象です。20歳未満でも、就職して社会保険の対象になっている場合や婚姻している場合は対象外となります。 ※生活保護を受けている方や所得税の納付義務のある方は対象にはなりません。	
未熟児養育医療制度	身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療費を公費で一部負担します。 給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での入院治療に限られます。	新居浜市に住所を有し、出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児(1歳未満)	

助成・給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定 疾病医療費助成	小児の慢性疾患のうち 国の指定する小児慢性 疾病にかかり、疾病ご とに定められた基準を 満たしている方を対象 に、指定医療機関での 治療に係る医療費の一 部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18 歳到達時点において本事業の対 象となっており、かつ、18歳到 達後も引き続き治療が必要と認 められる場合には、20歳未満の 方も対象となります。）	東予地方局 西条保健所 健康増進課 〒793-0042 西条市喜多川 796-1 電話： 0897-56-1300 FAX： 0897-56-3848
難病の医療費 助成	難病のうち、国の指定 する「指定難病」と診 断され、疾病ごとに定 められた基準を満たし ている方を対象に、難 病法に基づき指定され た「指定医療機関」で の治療等に係る医療費 の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、 以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病 ごとに決められた認定基準（重 症度分類基準）を満たす方、ま たは上記の認定基準を満たさな いものの、指定難病に係る医療 費の総額（10割の額）が 33,330円を超える月が年間3 回以上ある方 ②新居浜市内に住所を有してい る方 ③公的医療保険（国民健康保険 や健康保険など）に加入してい る方、または生活保護受給者	
重度心身障がい 者医療費助成	重度心身障がい者の入 院・通院分にかかる医 療費（保険診療の自己 負担分）を助成します。	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1級または2 級に該当する人 ・療育手帳A級をもつ人 ・身体障害者手帳3級～6級＋ 療育手帳Bをもつ人	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町 一丁目5番1号 電話： 0897-65-1237 FAX： 0897-37-3844
育成医療 （自立支援医療）	身体に障がいのある児 童、もしくは将来機能 障がいを招くおそれの ある児童で手術等によ り障がいの治癒、軽減 を図ることができる場 合、その治療にかか った医療費の一部を公 費で負担します。	①18歳未満の身体に障がいの ある児童、もしくは将来障がい を残すと認められる児童で、手 術等により確実な治療効果が期 待できること ②指定自立支援育成医療機関で 治療を行うこと ③新居浜市に住民登録があるこ と ※所得制限の要件あり	

助成・給付	内容	対象	窓口
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケア、訪問看護などで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。 医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話： 0897-65-1237 FAX： 0897-37-3844
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方。 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい(心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫)です。 ※所得制限等の要件あり	
出産子育て通院 交通費助成事業	遠方(県内中予・南予・県外)の医療機関に通院する子育て世代の方の経済的負担の軽減を図るため交通費の一部を助成する。 ①概ね50～100km 1,500円/回 ②概ね100km以上 (四国内)3,000円/回 ③概ね100km以上 (四国外)5,000円/回 一世帯上限20万円/年度内	①妊娠を望み、妊娠前検査又は不妊治療を受けている方 ②妊産婦 ③3歳未満の乳幼児	新居浜市役所 子育て支援課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話： 0897-65-1242 FAX： 0897-37-3844



●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	次の全ての要件に該当する方が対象です。 ・新居浜市にお住まいの方 ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ・在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方 ・障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話：0897-65-1237 FAX：0897-37-3844
補装具の交付・修理	身体障がい者（児）及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補装具）の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	
日常生活用具給付事業	障がい者（児）、難病患者の日常生活の利便を測るため、ストーマ装具や紙おむつなどの日常生活用具を給付しています。	原則、在宅で生活する以下の方が対象です。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病患者等で必要性が認められる方 医療機関や施設等に入院中または入所中の方も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。 ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる方は対象外です。 また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。	

⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

* 愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P148参照

⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話： 0897-65-1237 FAX： 0897-37-3844
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう方	
③	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	

⑤-(c) 障害福祉サービスについて



○新居浜市HP

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/fukushi/syougaisabis.html>

○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

* 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P148参照

○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児）	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話： 0897-65-1237 FAX： 0897-37-3844
②	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校など集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通っている障がいのある児童	

	サービス	内容	対象	窓口
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町 一丁目5番1号 電話： 0897-65-1237 FAX： 0897-37-3844

* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P148参照

○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援 センター 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

	サービス	内容	対象	窓口
②	医療型 障害児入所施設	<p>障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病の治療 ・ 看護 ・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・ 日常生活上の相談支援や助言 ・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・ コミュニケーション支援 	<p>18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した</p> <p>①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児</p> <p>②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童</p>	<p>愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター</p> <p>〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234</p>

* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P148参照



●居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	<p>居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。</p>	<p>障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。</p>	<p>新居浜市役所 地域福祉課</p> <p>〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話： 0897-65-1237 FAX： 0897-37-3844</p>

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分6であって、次のいずれかに該当する方 ①四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話： 0897-65-1237 FAX： 0897-37-3844
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方 (医療型短期入所は別の要件あり) ※障がい児も利用できる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上で、行動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	障害支援区分以外の条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	



	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者（児）等に、円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。	①身体障害者手帳の肢体不自由1級の所持者で、両上肢及び両下肢に機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	新居浜市役所 地域福祉課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話： 0897-65-1237 FAX： 0897-37-3844
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①療育手帳の交付を受けている方 ②身体障害者手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	訪問入浴	居宅において入浴が困難な障がい者（児）に対して、訪問入浴を行います。	居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者（児）	
	意思疎通支援	障がい者に対する意思疎通の円滑化を図るために、意思疎通支援者を派遣します。	意思疎通を図ることに支障のある障がい者（児）	
	地域活動支援センター	作業やレクリエーションなどを通して、社会参加（地域との交流）、自立の促進を図ることを目的としたところです。	在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者	



	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用、 住宅の賃貸契約を結ぶための 費用など	離職世帯、 低所得世帯	愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課 〒790-8553 松山市持田町三丁目 8番15号 電話： 089-921-8384 FAX： 089-921-5289 または 社会福祉法人 新居浜市 社会福祉協議会 〒792-0031 新居浜市高木町 2番60号 電話： 0897-32-8129 FAX： 0897-31-3531
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	低所得世帯、 障がい者世帯、 65歳以上の高齢者の属する世帯等	
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用(上限10万円)		
	教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費		
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。

https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html



⑥ 入園について

○保育所等の利用について



<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/128/>

……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

認定区分	対象となるケース	利用できる施設等
1号認定	3～5歳の就学前の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定	3～5歳で、保護者の就労や疾病等により保育所等で保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育所機能部分）
3号認定	0～2歳で、保護者の就労や疾病等により保育所等で保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業所

●一時保育について

……保育所等に入所していないお子さんを「保護者が仕事をしている場合」、「保護者の入院や出産などで緊急で保育が必要な場合」、「保護者の通院や育児疲れなどでリフレッシュする場合」にお預かりしています。新居浜市では、公立保育所（若宮保育園）で実施している「一般型」、私立施設において利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れることができる「余裕活用型」の2区分で実施しています。

※「一般型」については保育施設等に入所している場合でも市内に住民票があれば利用可能。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市に住民票がある子ども（但し、里帰り出産の場合は、市外住民登録の方も利用可） ・健康で、集団保育が可能な子ども ・保育園・乳児園に入所していない子ども ・1歳以上で、就学前の子ども <p>※1日の利用定員は若宮：15名です。</p>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・全日：8：30～16：30 1,500円（給食あり） ・半日：8：30～11：30 700円（給食なし）、1,000円（給食あり） ・半日：13：30～16：30 700円（給食なし） ・延長保育料：30分につき 200円 <p>※利用当日に、お支払いください。</p>
利用日数	<p>週3回まで、1か月間に計12回まで 出産前後は、出産予定日前後2か月のうち1か月のみ12日続けての利用可能</p>

問い合わせ時間	月曜から金曜の、8時45分から16時30分の間に、お電話でご確認ください。
申込に必要なもの	保険証番号・子ども医療費助成受給資格証・母子健康手帳・緊急連絡先2箇所 ※利用児童の平熱が何度かを確認します。
予約受付日	翌月利用の予約受付については原則前月の25日(25日が土・日・祝日の場合は翌開所日(土曜日の開所日は除く)からとなります。 ※若宮保育園の25日の受付については、くじ引きにより受付時間を決めての予約となりますので、予約受付開始前日までに来園していただき、申込用紙を記入し、くじを引いていただくことをお勧めいたします。当日以降の申込も可能ですが、予約枠が限られている状況が予想されます。
申込及び問い合わせ	若宮保育園 新居浜市新田1-8-38 電話：0897-32-4194 FAX:0897-32-4199

●一時保育（余裕活用型）

施設名	認定子ども園泉幼稚園	かがやき保育園	かがやきぶらす保育園	ひまわり乳児園	こども園みるみる	ほこ・あ・ほこ保育園
住所	新居浜市王子町4-30	新居浜市西原町2-2-111	新居浜市久保田町2-4-41	新居浜市郷3-16-7	新居浜市西原町1-1-62	新居浜市又野1-6-20
電話	(0897) 32-4088	(0897) 31-5535	(0897) 47-8728	(0897) 67-1281	(0897) 37-1911	(0897) 47-6352
開園時間	7:30～18:30					
対象者	保育所に入所していない、市内在住で1歳(4月1日現在)から就学前の児童	保育所に入所していない、市内在住で0歳から就学前の児童				
利用要件	短時間就労、病気、入院、出産、介護、看護、災害、事故、冠婚葬祭、学校行事、育児疲れなど					
利用定員	2名/1日				1名/1日	2名/1日
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・全日(8:30～16:30) 給食あり 1,500円/日 ・半日(8:30～12:30) 給食あり 1,000円/日 ・半日(8:30～11:30、13:30～16:30) 給食なし 700円/日 ・延長保育(開園～8:30、全日・半日の時間を超えて閉園まで) 200円/30分 					
利用回数	利用回数に制限なし(認定子ども園泉幼稚園については公立保育所に準じる。)ただし、施設の利用定員に空きがある場合の余裕活用型となるため、実際の利用時において確認が必要。					

申し込み	実施施設へ直接申し込んでください。※利用前に面接が必要です。
------	--------------------------------

※施設によって利用にあたっての取り扱いに違いがあります。事前に詳細をお問い合わせください。
 ※上記利用定員欄は、一時預かりでの対応が可能な利用人数としています。

○病児・病後児保育について

……新居浜市に居住し、保育所等に通所中のお子さん（小学校に就学している児童を含む）が病気や病気の回復期にあり、入院治療の必要はないが集団保育が困難で、かつ家庭での保育が困難な場合に病児・病後児保育を実施しています。

実施施設	なかよし園 新居浜市北新町1-3（十全総合病院東隣）
利用条件	入院の必要がなく病状が安定している状態、又は回復期にあること。 ※感染症の種類によっては、受け入れができない場合があります。
利用定員	4名/日
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度（4月～8月は前年度）分の市町村民税課税世帯 2,700円/日 ・当該年度（4月～8月は前年度）分の市町村民税非課税世帯 1,800円/日 ・生活保護世帯 無料 ※当日、なかよし園へ利用料を納付してください。 食事・おやつ・保育教材費も含まれます。
利用時の持ち物	バスタオル2枚、着替え2組（上下服とパンツ）、ナイロン袋等 （詳細はなかよし園にお尋ねください。）
問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし園 電話：0897-33-1818（内線）7150 （平日午前8時～午後6時）090-5276-3339 ・新居浜市役所 こども保育課 電話：0897-65-1582

⑦ 就学について

○就学时健康診断

……就学予定者の健康状況を把握し、保健上必要な助言等を行うとともに、学校への適正な就学を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づき、新入学児童（小学校就学予定者）を対象として、就学時の健康診断を実施いたします。10月頃、郵便にて保護者の方へ案内文を送付しますので、ご確認ください。

■問い合わせ先

新居浜市役所 学校教育課
 電話：0897-65-1301 FAX：0897-65-1306



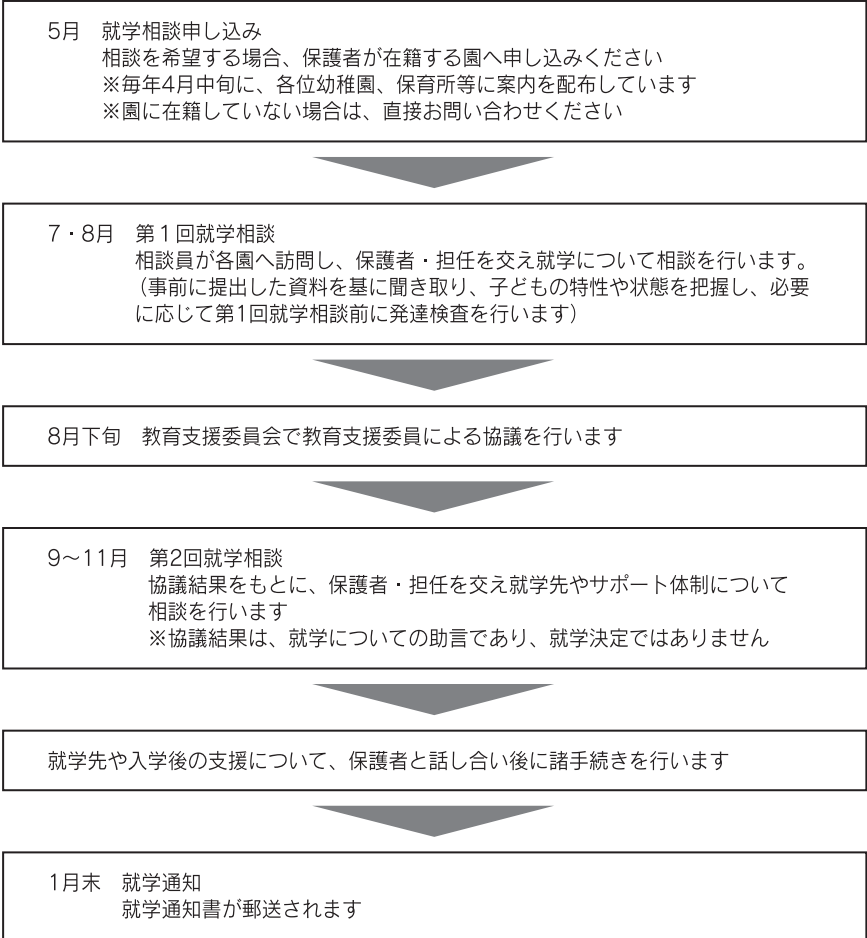
○5歳児就学相談

……特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい就学の間等の就学に関する相談を行っています。

■**申し込み方法**：在籍している園等を通じて申し込み（5月上旬）

■**問い合わせ先**：新居浜市役所 発達支援課（電話：0897-65-1302）

～5歳児就学相談の流れ～



●就学先

就学分類	概要	対象
通常の学級	通常の学級です。	
通常の学級 ＋通級指導教室	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた指導を通級指導教室で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症・情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD) など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)

●特別支援学級または通級指導教室を設置している新居浜市内小学校

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/gakkou/4421.html>



学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
新居浜小学校	新須賀町三丁目1番58号	0897-37-3061	○	—
宮西小学校	宮西町5番56号	0897-33-8940	○	○
金子小学校	久保田町一丁目3番57号	0897-37-2221	○	—
金栄小学校	西の土居町一丁目5番1号	0897-37-2313	○	—
高津小学校	宇高町二丁目13番7号	0897-37-3754	○	○
浮島小学校	八幡二丁目2番65号	0897-33-1020	○	—
惣開小学校	王子町1番3号	0897-37-3401	○	—

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
垣生小学校	垣生一丁目5番38号	0897-45-0186	○	—
神郷小学校	神郷一丁目1番1号	0897-45-0082	○	—
多喜浜小学校	多喜浜五丁目7番34号	0897-45-0142	○	—
泉川小学校	岸の上町一丁目13番68号	0897-43-4145	○	—
船木小学校	船木4299番地の1	0897-41-6260	○	—
中萩小学校	中萩町6番61号	0897-41-6225	○	○
大生院小学校	大生院1070番地の1	0897-41-6627	○	—
角野小学校	中筋町二丁目7番10号	0897-43-7141	○	○
別子小学校	別子山甲358番地	0897-64-2117	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

●特別支援学級または通級指導教室を設置している新居浜市内中学校

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/gakkou/4581.html>



学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
東中学校	東雲町一丁目4番23号	0897-37-1294	○	○
西中学校	江口町7番1号	0897-37-2021	○	—
南中学校	庄内町二丁目4番47号	0897-37-0310	○	—
北中学校	宮西町5番81号	0897-33-9135	○	—
泉川中学校	星原町7番8号	0897-43-5800	○	—
船木中学校	船木甲3754番地の1	0897-41-6347	○	—
中萩中学校	中萩町13番31号	0897-43-5131	○	○
大生院中学校	大生院1070番地の2	0897-41-6927	○	—

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
角野中学校	宮原町11番51号	0897-43-6108	○	—
川東中学校	神郷二丁目4番1号	0897-45-0180	○	—
別子中学校	別子山甲358番地	0897-64-2115	—	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

* 愛媛県内の特別支援学校については、P147参照

